

7 輸 国 第 4955号

関税割当公表第71号の2

令和8年度のパイナップル缶詰の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号）第6条の規定に基づき、パイナップルのうち、気密容器入りのもので、容器ともの1個の重量が10kg以下のもの（細片にし、破碎し又はパルプ状にしたものを除く。以下「パイナップル缶詰」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和8年4月1日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品 パイナップル缶詰（関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第1第2008.20号に規定するもの）

2 割当数量 33,500 トン

3 通関期限 令和9年3月31日

第2 その他

関税割当申請書の提出先及び提出の時期、添付書類その他手続に関し必要な事項並びに割当ての基準に関する事項については、令和8年度のパイナップル缶詰の関税割当てについて（令和8年3月11日付け7輸国第4686号関税割当公表第71号）によるものとする。